

災害時要援護者支援事業の状況報告について

1 趣旨

本事業は、地震等災害発生時に自力での避難が困難な高齢者や障害者等（以下「要援護者」）の方に対して、地域の助け合いにより、安否確認や避難支援等を行う地域の防災活動を支援するものです。

本市では、平成 19 年度から段階的に「災害時要援護者支援事業」をモデル実施してきました。これまでの地域における取組を踏まえ、要援護者支援をさらに推進していくための方策を検討していますので、事業の実施状況について報告します。

2 モデル事業の実施状況

(1)実施主体	地域の防災組織 (自治会町内会、連合町内会、地域防災拠点運営委員会等)
(2)要援護者	在宅で自力避難が困難な要介護高齢者及び障害者(サービス受給者、視覚・聴覚障害者)等 (平成 23 年 3 月 31 日現在 約 12 万人)
(3)取組内容 (例)	要援護者名簿の作成・マップづくり、「支えあいカード(非常時連絡先)」の備え、日頃の見守り活動、要援護者も参加する防災訓練等
(4)要援護者の把握方法	要援護者の名簿作成にあたっての個人情報の把握は、下記の方式で行われています。
(5)モデル実施地域	約 50% (単位自治会町内会 2,872 のうち 1,457 平成 23 年 4 月現在)

<要援護者の把握方法>

方式	方式概要	実施区
① 手上げ方式	地域の防災組織(以下「地域」)が町内に周知し、申し出があった要援護者の個人情報を収集	神奈川, 中, 緑, 青葉, 戸塚, 泉
② 同意方式	区役所が対象者に通知し、同意を得た要援護者の個人情報を、協定を締結した地域に提供	鶴見, 保土ヶ谷, 港北
③手上げ・同意併用方式	・同一区内で地域が手上げか同意方式かを選択 ・地域が手上げ方式に取り組み、区が同意方式で補完	西, 南, 港南, 旭, 磯子, 金沢, 都筑, 栄, 濱谷

※他に、独自の方式をとっている地域があります。

3 要援護者把握を推進するための新たな施策の検討について

現状では、本人の同意がなければ、行政が保有する要援護者の個人情報は、地域に提供することはできません。

そのため、地域から要請があれば、平常時から地域に要援護者の個人情報を提供できる仕組みとして条例化を検討しています。個人情報の取り扱いについては様々な意見があることから、現在、障害者団体や地域団体など、関係者の意見を伺いながら進めています。

高齢者・障害者の方などを支援する

地域ぐるみの助け合い

災害時に備えた 平常時からの要援護者支援に ご理解ご協力を



大地震などの災害が発生した時に、自力で避難することが困難な方々がいます。

日頃からの地域の関係づくりが大きな防災力となって、いざという時の助け合いにつながります。

平常時からの地域の自主的な取組により、災害発生時の安否確認や避難支援などの活動が行えるように、地域の取組への支援を進めています。

「災害時要援護者」とは

災害時要援護者とは、地震などの災害発生時に、

- 必要な情報を把握し、状況を判断することへの支援が必要な方
 - 安全な場所に避難するなどの行動をとることへの支援が必要な方
- をいい、高齢者、障害児・者、乳幼児、妊娠婦等があげられます。
特に次の方を重点的に支援する対象者と考えています。

① 介護保険の認定を受けている方のうち

- ・要介護3以上(重度)の在宅で生活する方
- ・一人暮らしの方や高齢者のみの世帯の方
- ・認知症のある方



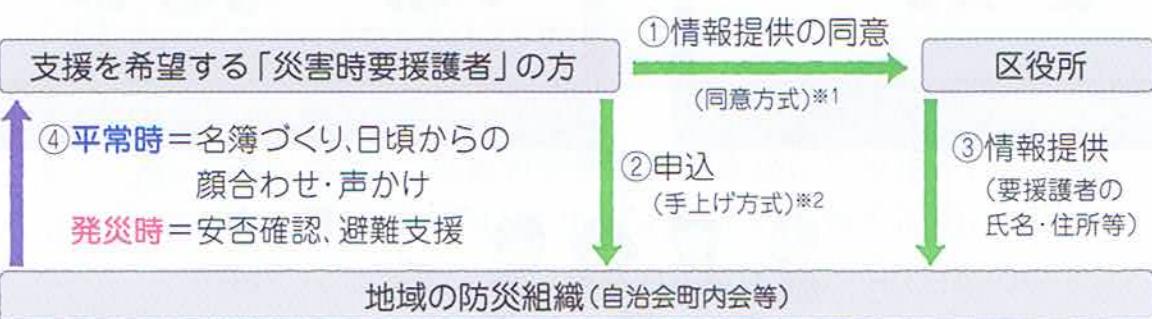
② 障害のある方のうち

- ・障害者自立支援法(身体・知的・精神障害の方への福祉サービス)に基づく障害程度区分認定を受けている方(区分1~6)
- ・視覚障害者、聴覚障害者で身体障害者手帳1~3級の方

取組の流れ

災害発生時に支援を必要とする方の情報を、あらかじめ平常時に「地域の防災組織」(自治会町内会等)が把握し、地域の力で災害に備えます。

[例] 様々な手法がありますが、大まかな流れを示しています



支援活動の具体例

平常時の支援

- ★日頃からの声かけ、関係づくり、見守り



- ★災害の発生時に備えた活動
(要援護者の名簿づくり、避難訓練)

- ★要援護者への相談に基づき、緊急連絡先や、かかりつけ医、支援にあたり配慮が必要なことなどを書きとめた個人支援カードなどの作成



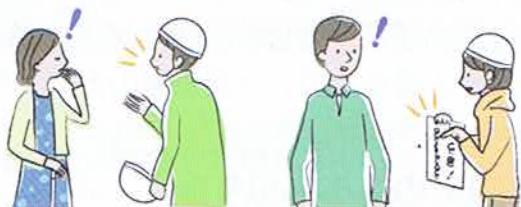
など

災害時の支援

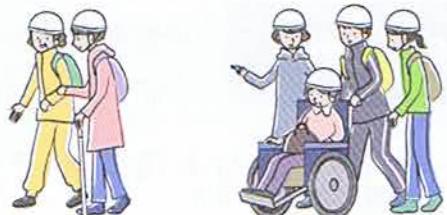
- ★安否の確認



- ★目や耳の不自由な方にもわかるよう、避難などの災害情報を伝達



- ★避難場所への誘導



など



Q なぜ平常時からの地域の取組が必要なのでしょうか？

A これまでの大震災の例をみても、行政の活動が本格的に開始されるまでに、発災後3日程度は必要となっていて、被災した方のほとんどが、隣近所か地域の方に助けられています。地域の防災力を高めていただるために、日頃からの関係づくりが大切です。



Q 災害時に必ず支援できるとは約束しにくいのですが。

A 災害はいつ起こるかわからず、支援者も被災することがあります。支援者や隣近所の方には、できる範囲内で支援をお願いするものです。



Q どれくらいの地域に、支援の仕組みがあるのでしょうか？

A 横浜市内の約5割の自治会町内会で災害時要援護者支援に取り組んでいます（平成23年4月現在、各区役所で把握している取組）。多くの地域で取組が進むように、各区役所による地域への支援を行っています。

Q 私たちの地域でも取組を始めてみたいのですが。

A 各区役所で、災害時要援護者の支援に取り組みたい地域への支援を行っています。これまでの地域の取組及び地域の自主性を尊重し、取り組む方法は区役所との相談の中で、地域が選択できるようにしています。

地域における要援護者の把握方法

災害時要援護者支援の取組にあたっては、要援護者の個人情報を地域の防災組織（自治会町内会等）で把握することが必要になります。個人情報の把握方法について、国（内閣府）では次の方を提唱しています。

現在実施している地域では、「手上げ方式」「同意方式」を中心に取組が行われています。この他にも、独自の方法で要援護者を把握し活動している地域があります。

手上げ方式	地域の防災組織（自治会町内会等）が町内に周知し、申し出があった人の個人情報を収集する方式	「手上げ・同意併用方式」で取り組んでいる地域もあります。
同意方式	区役所が対象者に通知し、同意を得た人の個人情報を、協定を締結した地域の防災組織（自治会町内会等）に提供する方式	

関係機関共有方式*	本人からの同意を前提としないで、区役所が保有する要援護者の個人情報を、区役所と協定を締結した地域の防災組織（自治会町内会等）などに提供し、情報共有する方式
-----------	---

*横浜市では未実施の方式。

コラム

横浜市が65歳以上の市民4,000人を対象に実施した「健康や介護についてのアンケート（高齢者一般調査）」では、災害時に備えた平常時からの個人情報の活用について、次のような結果が出ています。（平成22年11月実施。有効回答者数 2,524人）

Q

災害時のみならず、平常時から手助けする必要がある方の存在を把握しておいていただくために、行政が保有する介護が必要な高齢者や障害者の個人情報（氏名や住所等）を、自治会町内会等に対して提供することについて、どのように感じますか。

A

- ★★ 積極的に個人情報を提供すべき…22.5%
- 災害時への備えや、ひとり暮らしなど見守りが必要な方を手助けするためであれば個人情報を提供してもよい…52.9%
- 個人情報を提供しない方がよい…4.6%
- わからない…14.5%
- 未回答…5.5%

